

決定 18/CP.7

京都議定書 17 条に基づく排出量取引のための方法・規則・ガイドライン

締約国会議は

ブエノスアイレス行動計画の実施に関するボン合意に盛り込まれた決定 5/CP.6 について想起し、

その決定 3/CP.7、11/CP.7、15/CP.7、16/CP.7、17/CP.7、19/CP.7、20/CP.7、21/CP.7、22/CP.7、23/CP.7、24/CP.7 を意識し、

1. 後述附属書 (Annex) にある排出量取引のための方法・規則・ガイドラインを採択することを決定する。
2. 方法・規則・ガイドラインの今後の改定は、COP/MOP の採用する通りの手順規則にしたがって決定されるべきであることをさらに決定する。第 1 回レビューは、必要であれば SBSTA の技術的助言を拠りどころに SBI の提言に基づいて、第一約束期間終了後 1 年以内に行われるべきこと。その後のレビューは、以降定期的に行われるべきこと。
3. 条約附属書 II 締約国に対し、附属書 B に記載されている約束を有する市場経済移行中の条約附属書 I 締約国の京都議定書 17 条に基づく排出量取引参加を促進するよう促す。
4. COP/MOP が第 1 回会合で以下の決定草案を採択するよう提言する。

第 8 回全体会合

2001 年 11 月 10 日

決定草案-/CMP.1 (17 条)

京都議定書 17 条に基づく排出量取引のための方法・規則・ガイドライン

COP/MOP は

決定-/CMP.1 (メカニズム)、-/CMP.1(6 条)、-/CMP.1 (12 条)、-/CMP.1 (土地利用、土地利用変化、林業)、-/CMP.1 (割当量計算方法)、-/CMP.1 (5 条 1 項)、-/CMP.1 (5 条 2 項)、-/CMP.1 (7 条)、-/CMP.1 (8 条)、決定 3/CP.7、決定 24/CP.7 を意識し、

1. 決定 18/CP.7 にしたがって取られるあらゆる措置と、適当な場合には COP によるその他関連の決定を確認し、最大限の効果を上げることが決定する。
2. 条約附属書 II 締約国に対し、附属書 B に記載されている約束を有する市場経済移行中の条約附属書 I 締約国の京都議定書 17 条に基づく排出量取引参加を促進するよう促す。

附属書 (Annex)

京都議定書 17 条に基づく排出量取引のための方法・規則・ガイドライン

1. 本附属書 (Annex) 用に、1 条にある定義と、14 条の規定を適用すべきこと。さらに：
 - (a) 「排出削減単位」すなわち「ERU」は、決定-/CMP.1 (割当量計算方法) の附属書 (Annex) の関連する規定¹に則って発行される単位であり、決定 2/CP.3 により定められる、あるいは 5 条にしたがい以降改訂される地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算 1 メトリック・トンに相当する。
 - (b) 「認証排出削減量」すなわち「CER」は、12 条および同条文における要件、および 決定-/CMP.1 (12 条) の附属書 (Annex) の関連する規定に則って発行される単位であり、決定 2/CP.3 により定められる、あるいは 5 条にしたがい以降改訂される地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算 1 メトリック・トンに相当する。
 - (c) 「割当量単位」すなわち「AAU」は、決定-/CMP.1 (割当量計算方法) の附属書 (Annex) の関連規定に則って発行される単位であり、決定 2/CP.3 により定められる、あるいは 5 条にしたがい以降改訂される地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算 1 メトリック・トンに相当する。
 - (d) 「除去単位 (removal unit)」すなわち「RMU」は、決定-/CMP.1 (割当量計算方法) の附属書 (Annex) の関連規定に則って発行される単位であり、決定 2/CP.3 により定められる、あるいは 5 条にしたがい以降改訂される地球温暖化係数を用いて算定される二酸化炭素換算 1 メトリック・トンに相当する。
 - (e) 「利害関係者」とは、その事業によって影響される、あるいは影響を受けそうな、個人・グループ・共同体など一般人を意味する。
2. 3 項の規定にしたがい、附属書 B に記載される約束を有する附属書 I 締約国は、以下の適格性要件を遵守していれば、関連の規定にしたがって発行される ERU、CER、AAU、RMU を移転および／ないし取得する資格がある：
 - (a) 京都議定書締約国であること。
 - (b) 3 条 7・8 項に則る割当量が 決定-/CMP.1 (割当量計算方法) にしたがって計算 (calculate) され、記録されていること²。
 - (c) 5 条 1 項とそれに基づいて決定されたガイドラインの要件にしたがって、モントリオール議定書が管理していないすべての温室効果ガスの排出源からの人為的排

¹ 訳注：文中の波線は、「The Marrakesh Accords Advanced unedited version」(以下「未編集版」)と比較して、FCCC/CP/2001/13/Add.2 (以下「本文書」)で追加、あるいは削除された主な部分。

² 訳注：未編集版は「7 条 4 項の計算方法に基づく計算方法にしたがって割当量を設定」となっていた。

- 出量および吸収源からの人為的吸収量の推計に関して国家制度を有していること。
- (d) 7 条 4 項とそれに基づいて決定されたガイドラインの要件にしたがって、国家登録簿を設置していること。
 - (e) 5 条 2 項および 7 条 1 項と、これに基づいて決定された、国家目録報告や共通報告様式などガイドラインの要件にしたがって、求められる直近の目録を毎年提出していること。第一約束期間については、メカニズム使用の適格性を判断するために必要な品質評価は、目録のうち京都議定書附属書 A の排出源/部門カテゴリからの温室効果ガス排出に関わる部分と、吸収源に関する年次目録の提出に限るべきこと。
 - (f) 7 条 1 項およびそれに基づいて決定されたガイドラインの要件にしたがって割当量に関する補完的情報を提出し、7 条 4 項とそれに基づいて定められたガイドラインの要件にしたがって、3 条 3・4 項に基づく活動などに対し、3 条 7・8 項に則り、割当量への追加および割当量からの差し引きを行うこと。
3. 附属書 B に記載される約束を有する附属書 I 締約国は、以下であると見なされるべきこと：
- (a) 遵守委員会の執行部門が、決定 24/CP.7（遵守）にしたがって、当該締約国がこれらの要件を満たしていないと判断するのでなければ、あるいはそれ以前に、遵守委員会の執行部門が京都議定書 8 条に基づく専門家レビュー・チームの報告書に述べられたこれらの要件に関する実施の疑義について手続きを行わないことを決定し、このことを事務局に伝えているのであれば、7 条 4 項に基づく割当量計算に適用される方法にしたがって、3 条 7・8 項に則った割当量の設定を促進し、排出量と割当量の計算能力を実証するための報告書を提出してから 16 カ月経過した後、上記 21 項に記載されている適格性要件を満たしている。
 - (b) 遵守委員会の執行部門が、当該締約国が適格性要件を一つ以上満たしていないと決定し、当該締約国の適格性を一時停止して、その情報を事務局に伝えているのでなければ、そしてそうするまで、上記 21 項に記載された適格性要件を満たし続けている。京都議定書締約国であること。
4. 事務局は適格性要件を満たしている締約国と、一時停止を受けている締約国について一般に入手可能なリストを整備しているべきこと。
5. 国家登録簿間の移転および取得は、決定-/CMP.1（*割当量計算方法*）³の規定に則り、当該締約国の責任において行われるべきこと。法的機関に対し 17 条に基づく移転および／ないし取得を認めている締約国は、京都議定書に基づくその義務の達成に対して引き続き責任を有し、そのような参加が現行の附属書（Annex）に則していることを保証すべきこと。締約国はそのような機関の最新リストを整備し、国家登録

³ 訳注：未編集版の「登録簿に関する」という表記が削除。

- 簿を通してそれを事務局と一般人に公表すべきこと。認可する締約国が適格性要件を満たしていなかったり資格を一時停止されたりしている期間中は、法的機関が 17 条に基づく移転および／ないし取得を行わないことがある。
6. 各附属書 I 締約国は、京都議定書の 3 条 7・8 項にしたがって計算された締約国割当量の 90%、あるいはレビューを受けた直近の目録を 5 倍にした量の 100%のうちどちらか低い方を下回らない量の約束期間リザーブを国家登録簿に維持すべきこと。
 7. 約束期間リザーブは、決定-/CMP.1 (割当量計算方法) にしたがって取り消しを行われていない当該約束期間分の ERU、CER、AAU および／ないし RMU 保有量から成るべきこと。
 8. 3 条 7・8 項に則って割当量が確定し次第、そして約束達成のための追加期間終了まで、締約国は保有量が約束期間リザーブの必要レベルを下回るような取引を行わないこと。
 9. 上記 6 項に基づく計算により、あるいは ERU、CER、AAU および／ないし RMU の取り消しにより、約束期間リザーブの必要レベルが当該約束期間に対し有効とされている締約国の ERU、CER、AAU および／ないし RMU 保有量——取り消し前の——より高くなってしまう場合は、当該締約国は事務局より通知を受け、通知の 30 日以内に保有量を必要レベルに合わせるべきこと。
 10. 約束期間リザーブやその他 17 条に基づく移転の制限に関する規定は、6 条監督委員会のもとでの検証手順にしたがって検証されて国家登録簿に対し発行された ERU を締約国が移転することに対しては適用されない。
 11. 事務局は要請に応じて役割を果たすべきこと。